

# 教 育 と 保 育

## －幼保一体化をめぐる議論を踏まえて－

### Education and "Hoiku"

– A Thought based on the Discussions about the Integration of the Systems  
of Kindergarten and Nursery School –

戸 江 茂 博  
DOE Shigehiro

**要旨：**近年、幼児教育や保育の世界では、幼稚園と保育所の一元化や一体化の議論が喧しくなっている。

その際、制度的には幼稚園における子育ち支援には「教育」が充てられ、保育所における子育ち支援には「保育」が充てられることが通例となっている。とりわけ幼稚園は、学校教育法において「幼児を保育する」と謳われているにもかかわらず、「幼稚園の教育」とされることが多い。小論では、「教育」と「保育」の意義や概念について改めて捉え直すとともに、乳幼児期における子育ち支援に関して、「教育」がふさわしいのか、「保育」がふさわしいのかについて検討を試みる。

なお、小論のテーマ設定について説明を付する。「保育」の英訳は early childhood care and education であるが、これを用いて言葉通りに「教育と保育」を英語にすると、テーマの問題性が浮き彫りにならず、英文のテーマとして不可解なものとなる。また、「保育」を nursery としても、「教育と保育」に比して問題性が伝わってこない。そのようなわけで、英文表記としては適切ではないが、Education and "Hoiku" を用いることにした。

**キーワード：**幼保一体化、教育、保育、幼稚園、保育所

#### はじめに

幼稚園と保育所の一元化や一体化の議論が保育界を賑わしている。幼保の一元化や一体化は、ながく戦後の保育界の課題であり続けてきたが、乳幼児の最善の利益を担保するためにには、幼保の一体化への道は、険しくとも進めていかなければならないものと考えられる。

幼保の一体化の議論は、少子化対策や子育て支援の充実方策の歩みとともに進められてきたが、幼稚園と保育所の一元化や一体化を議論するさいに問題となってくることの一つに、幼稚園及び保育所で行われている教育や保育をどのようにとらえるかということがある。両者を一体化ないしは一元化していくためには、まずもって両者がこれまで、そして現在、どのような役割や機能を果たしてきているかについて吟味検討しておかなければならぬからである。これまでの検討の経緯からいえば、幼稚園には「教育」という機能を充たすことが想定され、保育

所には「保育」という機能を充たすことが想定されてきている。幼稚園と保育所の機能を、それぞれ「教育」と「保育」とに分けて示すことは果たして妥当なのか、また「教育」と「保育」の概念にどのような違いがあるのか、就学前の子どもの発達支援は「教育」と名付けるのがふさわしいのか、「保育」と名付けるのがふさわしいのか、について考えてみたい。

#### 1. 「教育と保育」から「幼児教育と保育」を経て 「幼児期の学校教育と保育」へ

##### (1) 幼稚園の「教育」と保育所の「保育」

子育てをめぐる急激な社会状況の変化（共働き家庭の増加、幼稚園への就園率の低下、保育所における待機児童問題など）のもとで、2001（平成13）年に設置された「総合規制改革会議」において、幼稚園と保育所の一元化が求められ、地域において子どもの視点に立って新しい子ども育成のための体制を

整備する観点から、様々な規制緩和を推し進めながら「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」を新設することが提案された。これを受けて、2004（平成16）年には、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会が合同して、「総合施設」の在り方、設置について検討することとなり、同年12月には、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」（審議のまとめ）が公表された。

「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」は、幼稚園と保育所を一体化して総合的な機能を持たせようということであり、文言の上では、「就学前の教育・保育」という言い方が繰り返し登場する。記号の・は、中黒、中ばつ、中点などと呼ばれるが、同種の複数の単語を並列してまとまった概念を示すときに、その区切りとして使われるものである。「就学前の教育・保育」という表記は、したがって、就学前には同種類のものとみなしうる教育と保育が行われているという意味合いで中黒が使われていると考えられる。このように見ると、「就学前の教育・保育」という言い回しは、教育が幼稚園に対応し、保育が保育所に対応するということを必ずしも意味しているのではなく、幼稚園と保育所で行われている教育や保育をまとめて示していくにすぎないように見受けられる。

ところが、この審議のまとめには、教育は幼稚園が行うものと明記されている文言がある。利用時間についての考え方を示したところである。「具体的には、保護者の就労の有無・形態等にかかわりなく、すべての子どもの育ちを支える共通の教育・保育時間に加え、必要に応じ、一定時間の保育などを利用できるようにすることが適当である。この場合、例えば、短時間の利用や、延長利用などニーズに応じた多様な利用形態を可能とすることが考えられる。…その際、一貫した子どもの育ちを重視しつつ、子どもの発達段階上、0～2歳児の場合は、大人への依存度が高く、集団による活動よりも個別の対応が中心となること、3～5歳児の場合は、子ども同士の集団による活動が中心となることに留意する必要がある。その上で、3～5歳児については、4時間程度の共通の教育・保育時間における活動内容を幼稚園における教育に相当するものと位置付けることが考えられる。」（下線は筆者による。）

上記文中の「共通の教育・保育時間」とは、幼稚園で行われる午前中の教育時間、保育所で行われる

午前中の保育時間であり、午前中の4時間程度の時間は、幼稚園的なものを必要とする子どもにとっても、保育所的なものを必要とする子どもにとっても、共通の4時間であるが、最後の文章にあるように、幼稚園が教育を行うことが明確に示されている。

以上、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」（審議のまとめ）においては、「就学前の教育・保育」が多用されているが、その多くの場合は、就学前の子育ち支援を全体的に表現するために、教育と保育という類似のはたらきを持つ言葉を並べているとふうに読み取ることができる。しかし同時に、審議のまとめの一部分においては、幼稚園が教育機能を、保育所が保育機能を担うということを含蓄して、教育を幼稚園に、保育を保育所に当てはめた用語使用も見られるということである。

審議のまとめが答申された後、翌年における総合施設のモデル事業の全国的な実施を経て、2006（平成18）年10月には「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」（以下、認定こども園法という。）が施行された。題目に見られるように、「就学前の教育・保育」は「就学前の子どもに関する教育、保育等」へ書き改められている。法律上の文言としてよりふさわしい表現が選ばれたと察せられる。

認定こども園法及びこれに付随する文書においては、教育と保育は明確に使い分けされている。「教育・保育」という曖昧に見える表現は一掃され、法律および諸文書では「教育及び保育」という表現が多用されている。「教育・保育」は、類似の概念を並列する言い方であり、教育と保育は仲間概念であることを含蓄しているが、「教育及び保育」は、「教育」と「保育」という別々の概念を並べたものとなっている。

ここでは同時に、教育は幼稚園に充てられ、保育は保育所に充てられており、その使用法は徹底したものになっている。その典型的な例を示すと、次のようなである。「当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（説明略）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する児児に該当する者に対する保育を行うこと。」（認定こども園法第3条第1項第1号、下線は筆者による。）「当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する児児に対する保育を行

ほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（以下付随説明略）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに對し学校教育法第78条（旧学校教育法、筆者注）各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。」（認定こども園法第3条第1項第2号、下線は筆者による。）先の文言は幼稚園が認定こども園として認定される場合の基準を示したものである。その後半の文言においては、午後の子ども支援は幼稚園機能に当たらないので、「保育」とされている。また、後の文言は保育所等が認定こども園として認定される場合の基準を示したものである。その後半の文言では、保育所において幼稚園機能を充たすことが求められている場合でも、それが行われるのが保育所であるがゆえに「保育」という言葉が使われている。

教育は幼稚園、保育は保育所という概念規定が最も明確に出ている文言を一つ取り上げたい。認定こども園法に付隨する文書の一つに書かれているもので、認定こども園の教育及び保育の基本を示したところである。「認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第七十八条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。」（「就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第3項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」平成18年、下線は筆者による。）幼稚園は教育を行い、保育所は保育を行うということが、定義に近い形で示されている。

## （2）幼稚園の「幼児教育」と保育所の「保育」

2010年1月29日に、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく大綱として、「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」が策定、公表されたが、この中に子ども・子育て支援の充実方策のための方針の一つとして、幼保の一体化の検討が次のように示された。「上記制度（子ども・子育て支援制度のこと、筆者注）における新たな給付体系の検討等と合わせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得ます。」（下線部は筆者による。）幼保一体化の検討は、「明

日の安心と成長のための緊急経済対策」（2009年12月閣議決定）において提言されたものであり、認定こども園制度も含め、幼保一体化をさらに促進していくこうというものであった。

「子ども・子育てビジョン」に基づき、子育て支援の新たな展開を中心として幼保の一体化の具体的な検討をするために設置されたのが、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」（2010年1月29日）である。本会議において子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日には、全閣僚で構成する少子化対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。そこでは、幼保一体化について次のように提言された。

○幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化する。

○すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設する。

（一部略。下線は筆者による。）

（1）で取り上げた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」（審議のまとめ）と同様に、これらにおいては、教育（幼児教育）と保育はここでも中黒で示されている項目が多くあり、ことさら教育は幼稚園、保育は保育所という使い分けは明確でなく、その限りでは就学前の子どもの育ち支援としての教育（幼児教育）や保育というニュアンスが感じられる。

しかし同時に、「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」においては、幼稚園が幼児教育を担い、保育所が保育機能を担うことは暗黙のうちに了解されており、こども園（仮称）は「幼稚園における幼児教育」と「保育所における保育」を一体的に提供するものとして構想されていると理解するよう迫る意志が読み取れる。なお、この要綱では、「教育」ではなく、「幼児教育」とされているところに一つの特徴がある。幼稚園が行うのは、一般的な意味での「教育」ではなく、まさしく「幼児教育」であることを強調しているように見える。

### (3) 幼稚園の「幼児期の学校教育」と保育所の「保育」

「子ども・子育て新システム」は、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の発表以降、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針（仮称）ワーキングチームを立ち上げ、新システムの具体的な制度構築の作業に入る。幼保一体化についても、3つのワーキングチームにおいて具体的な検討が行われたが、幼稚園における教育又は幼児教育、そして保育所における保育をその基本的な原理や機能・役割に立ち返ってとらえ直すことが試みられ、それに基づいて幼保の一体化をどのように進めていくかが議論された。

平成22年11月11日に行われた子ども指針（仮称）ワーキングチームの会合において提出された資料「教育・保育の定義について（案）」において、幼稚園の教育と保育所の保育の定義づけが試みられている。それによると、「幼稚園は、満3歳以上の子どもに対し、「教育」（家庭ではできない幼児同士のかかわりの中で集団生活のルールを学ぶ等=集団教育）を体系的かつ組織的に行う学校である。」とされ、「保育所は、共働きなどの理由により、家庭において保育（養護（生命の保持等）や教育（子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助））ができない子ども（就学前の乳児及び幼児）に対し、個々の家庭に代わって養護及び教育を一体的に提供する施設である。/このように、制度上は、保育所は「教育」を目的とする施設ではないが、満3歳以上の子どもに対しては、幼稚園教育要領との整合性を図った保育所保育指針に基づき、「教育」を行うという運用がなされている。」とされた。

ここでは、幼稚園が改めて「学校」と定義づけられているところに特徴がある。幼稚園は、幼児期（満3歳以上）の子どもに対する教育、とりわけ集団教育を行う学校ということである。学校教育法第1条には、「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」とあり、幼稚園が学校であることはすでに周知のことである。にもかかわらず、なぜ、わざわざ幼稚園は学校であることを定義的に強調しなければならなかったのであろうか。制度的な確認ということで「学校」であるとされたならば、この定義の後半の保育所に関する定義において、なぜ保育所は「児童福祉施設」であ

るとされていないのであろうか。

この定義において、教育がどのような意味で用いられ、どのような文脈で使われているかを見てみよう。教育はかぎ括弧付きのものが文中に三度使われている。幼稚園の定義では、「教育」は「家庭ではできない幼児同士のかかわりの中で集団生活のルールを学ぶ等=集団教育」のことである。保育所の定義において、「教育」はかぎ括弧付きで二度用いられている。二度使われている「教育」は、幼稚園の定義における「教育」と同じものと考えられるので、保育所の定義の後半部分は、次のように読み替えることができる。すなわち、「このように、制度上は、保育所は幼児期の集団教育を目的とする施設ではないが、幼稚園教育要領との整合性を図った保育所保育指針に基づき、幼児期の集団教育を行うという運用がなされている」ということになるのである。保育所は、幼児期の集団教育を行うことは本来の目的ではないというのは、どういうことであろうか。幼稚園は家庭でできない幼児期の集団教育を行う、というのはきわめて正当な意味付けであるが、保育所の機能として、幼児期の集団教育は本来の機能ではないということは、いったいどういうことであろうか。保育所の実態を見ると一目瞭然のことであるが、幼児期の集団教育という機能を果たしているではないか。制度上、保育所は家庭の代行という役割を担っていること、これが本来の目的であるから、保育所における幼児期の集団教育は、二次的なものということなのであろうか。家庭に代わってであろうと、独自的にであろうと、「制度上、保育所は「教育」を目的とする施設ではない」という言い回しは不可解としかいいようがないものである。

「子ども・子育て新システム」は、幼保のドラスティックな統合化を目指し、幼保一体化施設である「総合こども園」構想を立ち上げることになる。「総合こども園」構想において、幼稚園は幼児期の教育又は幼児期の学校教育として明確化され、保育所が行うのは教育ではなく、一貫して保育とされる。これを実際の法規定、「総合こども園法」（平成24年）から見てみよう。

**第2条** この法律において「総合こども園」とは、  
義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い…（以下略）。

**第3条** 総合こども園においては、前条第1項に

規定する目的を実現するため、子どもに対する学校の教育及び児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。）としての保育…（以下略）。

（下線は筆者による。）

このように、総合こども園法の最初の定義的な部分において、教育と保育は異なる基準によって意味づけられ、幼児の教育あるいは学校の教育（幼稚園）、児童福祉施設としての保育（保育所）が明確に区別されて定義づけられているのである。

総合こども園法は、周知のように廃案となり、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、3法のうちの1法である「(改正) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、改正認定こども園法という。）に取って代わられることになる。この改正認定こども園法においても教育、保育の定義等は変わらない。内閣府・文部科学省・厚生労働省による「子ども・子育て関連3法について」（平成24年10月）では、改正された認定こども園法において新たに制度化される「幼保連携型認定こども園」に関して次のように説明がなされている。「○学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。」

教育と保育はあまりにも鮮やかに区別されていると同時に、学校教育法第22条に規定されている幼稚園の「保育」（学校教育法第22条「幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」下線は筆者による。）が見事に放擲されていることに驚きを禁じ得ない。

## 2. 教育と保育

### （1）教 育

幼保一体化、または幼稚園と保育所の統合化として、子ども・子育て支援新制度に基づき、「新たな幼保連携型認定こども園」が出発しようとしているのであるが、一体化するに際して、たしかに、幼稚園と保育所のはたらきや役割を改めて見直す作業が

必要なことは認めるとしても、一方を教育と位置付け、他方を保育と位置付けることによって両者の違いを浮き彫りすることにどれほどの意味があるのだろうか。子供の最善の利益を守るために一体化を課題として真摯に受け止め、それを促進しようというならば、むしろ、幼稚園と保育所はともに乳幼児の子育ちを支援するという共通性があるからこそ、一体化、一本化ができるという前提から出発しなければならないのではないだろうか。乳幼児の子育ち支援という共通性を基点として、両者の合体は図られなければならないのではないだろうか。そのためには、私たちは今一度、乳幼児の教育や保育の意義を吟味・検討し直さなければならぬように思われる。すなわち、教育とは何か、また保育とは何か、ということが改めて問いかねなければならない。

教育とは教える営みを包括的に表す言葉である。乳児期から老年期に及ぶ人間の全生涯にかかる人間生成、人間形成の営みと考えられる。人間として生まれ、人間として発達をすすめ、人間として成熟していくこと、すなわちヒトが「人になる」というプロセスに重きを置くと、教育は「人間生成」というはたらき・作用であり、「人をつくる」という自覚的な作用に重きを置くと、教育は「人間形成」というはたらき・作用である。こうして、たとえば、乳幼児期の教育、児童期の教育、成人期の教育、老年期の教育などといわれ、それぞれの時期にふさわしい人間の生成や形成を意味するものとして、教育は一般的な意義をもつものとなっている。

しかし、言葉の意味が時代や社会の変化とともに変容を被ることは歴史の必然でもある。教育の意味は、現代においては、子供に知識を伝え子どもを導くという、教授の意味に傾斜しているといえる。現代社会においては、教授や教導としての教育は一定の社会的意義を持つものといえるが、教授や教導が教育の本来の意味であろうか。

このことを考えるために、教育という言葉の語源に遡ることがゆるされてよい。

教育という言葉は、「教」と「育」から成っている。「教」はもと「教」であり、説文解字によると、「教」の古字は図1の通りである。左側の上の部分は「爻（こう）」であり、易に使われる卦の基本記号を表しているという。<sup>(1)</sup> 左側の下の部分は、萌え出たばかりの若草を表し、同時に子供を表すことにもなる。<sup>(2)</sup> 右側は、卜を手で持って掲げているさまを表す。易や占いに關係するもので「教」という文

字はつくられている。「《教》というのは、天と地が交差する狭間（境界）にあって、天の声を聞き道を告げる卜占行為を象ったもの」<sup>(3)</sup>である。したがって、「教」はもともと宗教的な営みであり、変身して地から天へ飛翔すること、平たくいえば、子供が世界との交わりを結ぶ営みを意味するのである。一方、「育」の古字は、図2の通りであり、「女性の体の下部から頭を下にした子供が出てくる状態を示している」<sup>(4)</sup>のであり、子供が逆さまになって母親の胎内から出てきて、肉を付けて大きくなるという意味を含蓄している。



図1



図2

大和言葉の「おしえる」と「そだてる（そだつ）」についてその語源を見てみよう。「おしえる」はもと「をしふ」であり、大槻文彦の「大言海」に、「愛む、ト通ズト云フ」とあるように、「教える」の原義は「愛する」ことであり、「惜しむ」ことであったと察せられる。「そだつ」は、同様に「大言海」によれば、「巣立つるヨリ移ル。養むモ、羽裏むナリ」とあり、鳥の巣立ちのイメージから「育つ」は「育む」ともいうが、羽で雛鳥を包むことが含蓄されている。

「教育」そして「おしえる」、「そだつ」といった言葉の原義から見えてくるのは、生命やいのちの養いということである。子供のかけがえのないいのちを慈しみ、養い、子どもが世界へと飛翔していくのをたすけるということが含蓄されていると思われる。

外国語の「教育」の原義を見ても、同じことが窺える。しばしば、外国語の「教育」の語源は「引き出す」ことであって、子供の可能性を引き出すのが教育の本来の意味であるといわれるが、「教育」の語源が引き出すことであるという解釈は誤りである。POD (Pocket English Dictionary) によると、educate の語源はラテン語の educare であり、educare は、現代英語の rear (育てる、しつける、飼育する)、bring up (育てる)、breed (飼育する、養育する)、cultivate (栽培する、養う)、raise (栽培する、飼育する、養う、育てる) の意をもつ。

ラテン語では、動詞の場合、辞書の見出し語に現在形一人称単数形が用いられることが通例であり、educare の見出し語は educo であるが、この educo は educere (引き出す、draw out) の見出し語でもあることから、上に指摘した誤解が生じたものと思われる。educere は現代英語の educe の語源であり、引き出す、推論する、演繹する、といった意味をもつ。ドイツ語の Erziehung も、「引き出す」の意味をもつとされる場合もあるが、動植物の飼育や栽培を意味する ziehen からきているとみるのが妥当である。

このように考えてみると、外国語の「教育」の原義も、養育、いのちの養い、いのちはぐくみであったことが分かる。一説では、educare の原義は「卵をかえしてひよこにすること」ではないかという解釈<sup>(5)</sup>もあり、この場合も雛鳥が殻を破ってこの世に現れ出るのを温かく守ろうとする営みと考えられる。

## (2) 保育

乳幼児期の育ちに関しては、周知のように、教育とともに「保育」という言葉が使われるのがわが国での慣例となっている。児童期や青年期においては、教育的な営みを意味する言葉として、教育以外の言葉が使われることはないのに対して、乳幼児期に関してのみ、教育と保育が並行的に使われることが多い。(児童福祉関係においては、「保育」は18歳未満の児童を対象として使われる。)

乳幼児期の育ちに関して、教育とともに、いや教育ではなくてとくに「保育」という言葉が使用されるのは、乳幼児期の育ちの事実に基づいている。乳幼児期特有の心身の未熟さである。すなわち、いのちの心許なさ、不安定さである。いのちの心許なさ、不安定さをまもり、はぐくむというはたらき、すなわちいのちを守護し、保護するはたらきがまずもってなければならないということで、保護育成、保護教育の意味を含めて、保育という言葉が乳幼児の教育をあらわすものとして認知され、使われている。欧米でも、乳幼児に対する関わりやはたらきかけは一般に early childhood care and education とされており、心身の世話と教育を両義的に含むものとされている。

保育という言葉の初出は、明治9年に開設された最初の幼稚園である東京女子師範学校附属幼稚園の規則においてである。その第7条に「園中ニ在テハ保母小児保育ノ責ニ任ス故ニ附添人ヲ要セス」とあり、「保母」が「保育」を行うこととされた。保育

に類する言葉として、扶育、護育、撫育、傳育などといった言葉があるが、幼稚園の、いわば公式の用語として、この規則の中において初めて「保育」が使われたのである。なぜ保育という言葉が使われたのかは詳らかではないが、「保姆小児保育」といわれるよう、「保姆」が行う仕事、役割という文脈で「保育」とされたものと思われる。

幼稚園が小学校就学前の幼児を「保育」するという基本的枠組みは、明治32年の幼稚園保育及設備規程、大正15年の幼稚園令においても継承され、その後現在に至るまで、保育は幼稚園において行われる教育的営みをさして使われている。第二次世界大戦後に行われた教育関連の改革において、幼稚園が学校教育の一環であることが明確にされてもなお、幼稚園において行なうのは「保育」であるとされ、学校教育法第77条（旧法）において、「幼稚園は、幼児を保育し」と謳われたのである。学校では教育が行われるのに対して、とくに幼稚園ではなぜ「保育」なのかについて、当時の文部省青少年教育課長であった坂元彦太郎は次のように述べている。「保育という文字がそのまま残っているのは保護育成の略と考え、外からの保護によって内からの発達を助けながら一体となっていることが幼児教育の特徴だと考えたからである。」<sup>(6)</sup> 幼児教育の基本は保育であることを明快に物語るものといえる。

保育という言葉の根源的な意味を理解するためには、東京女子師範学校附属幼稚園の規則において使われた「保姆小児保育」に焦点を当てる必要がある。「保姆」そして「保」の意味が問われなければならない。

「大言海」では、説文解字によるものとして、「保姆」は「保、養也。姆、女師也」に由来するとされている。「保」は養うことであり、「姆」は女性の教師ということで、保姆は、おさな子の養育を担当する女性の教師という意味である。「保姆」は古代中国の宮廷内に設置された役職名に由来するものであり、「礼記」の中の「内則」によれば、子供の養育を担当する女性の一役職であったという。<sup>(7)</sup>

「保」は、図3に示す通り、おさな子をおんぶしているさまを象った象形文字であり、子供をおんぶして養育するという意味を含蓄するものである。「保」も、「教」や「育」と同じように、いのちの養いやぐくみを原初的に意味している。



図3

るようと思われる。

いのちの養い、いのちのはぐくみという含意において、保育は教育とほぼ同じ意味を持つ概念と考えてよいのではなかろうか。保育は、おさな子の育ちの特性をより踏まえたものであるために、また、心身の世話、すなわちケアのはたらきを内包するものであるために、教育よりもふくらみのある概念として成立していると考えられる。教育が保育を包含しているともいえないし、保育が教育を包含しているともいえない。保育が教育の一部であるともいえないし、教育が保育の一部ともいうこともできない。教育と保育の意義の親和性を踏まえていうならば、乳幼児の教育は保育であり、かつ、乳幼児の保育は教育である、ということができるのではなかろうか。いのちの養い、はぐくみを意味する教育と保育に、ニュアンスの違いはあるように思われる。教育においては、教育する者と教育される者が対面して、そこでいのちの受け渡しが行われるイメージが呼び起こされる。一方、保育においては、保育する者と保育される者が場を共有して、いのちを分かち合うイメージが呼び起こされる。端的に言えば、保育者は子供の傍らに、そばにいるのである。保育者は傍らに在る者として、子供とともに存在する。<sup>(8)</sup> 「保」の原義が子供をおんぶしていることであったのを思い起こさなければならない。おんぶする者とおんぶされる者は二人で一つの状態である。

保育の中に含蓄される「保育する者と保育される者がともに在る」ということは、保育の内容にも反映されている。幼稚園や保育所のガイドラインである幼稚園教育要領や保育所保育指針には保育のねらい及び内容が記述されているが、そこでは「先生や友達と触れ合い」、「先生や友達と食べることを楽しむ」（以上、幼稚園教育要領より）、「安心できる保育士等との関係の下で」、「保育士等と一緒にごっこ遊びなどをする中で」、「保育士等と一緒に歌ったり」（以上、保育所保育指針）など、保育者と子供が場を共有しているさまがしばしば描かれている。小学校学習指導要領のねらいや内容に、教員と子供が一緒に行動するとか、分かち合うとかという記述は存在しない。保育者はいつも子供の傍らに在る者であり、その意味で、保育はつねに子供とともにあるというイメージを喚起するのである。これが、「教育」の意味には含蓄されていない、「保育」というものから立ち上る雰囲気である。

現在、改正認定こども園法に基づき、「幼保連携

型認定こども園保育要領（仮称）」の告示化に向け、急ピッチで作業が進められている。「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議」によると、「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の名称については、『幼保連携型認定こども園保育要領』が適当であるとの意見が多くの委員からあったところである。今後、法律に基づく告示であるという性格を踏まえた法制的な観点を含め、検討されることが必要である」<sup>(9)</sup>といわれている。「法制的な観点」が何を意味するか明らかではないが、本要領が「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（傍点は筆者による。）に根ざすものであることを考えると、法制的には、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」となる可能性がある。（傍点は筆者による）しかし、改正認定こども園法に示された、幼保連携型認定こども園の目標の6（「快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。」（下線及び傍点は筆者による。））が含意するものを考えてみれば、本要領は、現在の仮称の通り、「幼保連携型認定こども園保育要領」とすべきである。なぜなら、子供の傍らに在る者として、保育教諭が位置付けられているからである。

## 註

- (1) 寺崎弘昭・周禪鴻『教育の古層』かわさき市民アカデミー出版部、2006年、24頁。
- (2) 寺崎弘昭・周禪鴻、前掲書、24頁。
- (3) 寺崎弘昭・周禪鴻、前掲書、25頁。
- (4) 阿辻哲次『漢字の字源』講談社新書、1994年、136頁。
- (5) 寺澤芳雄編『英語語源辞典』研究社、1999年。
- (6) 坂元彥太郎『楽園の再興』フレーベル館、1960年、59～60頁。
- (7) 阿辻哲次、前掲書、141頁。
- (8) 厚生労働省「保育所保育指針解説書」（フレーベル館、2008年）には、「養護と教育が一体的に展開され、保育の内容が豊かに繰り広げられていくためには、子どもの傍らに在る保育士等が子どもの心をしっかりと受け止め、相互的なやり取りを重ねながら、子どもの育ちを見通し援助していくことが大切です。」とある。また、子供の傍らに在る保育者に関しては、『子どもの傍らに在ることの意味』（大場幸夫、萌文書林、2007年。）を参照のこと。
- (9) 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について（報告）」2014年1月16日。